

#### 第4号議案

豊後大野市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部改正について

豊後大野市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和7年2月21日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

#### 提案理由

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の一部改正に伴い、条例を改正する必要があるため、この案を提出するものである。

豊後大野市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例

第1条 豊後大野市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例（平成27年豊後大野市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第13条第1項」を「第10条の5若しくは第13条（法第30条の3において準用する場合を含む。）」に、「同項」を「これら」に改め、同条第2号中「第14条第1項」の次に「（法第30条の3において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）」を加え、「又は同項」を「又は第14条第1項」に改める。

第2条 豊後大野市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第1号及び第2号中「第30条の3」の次に「及び第30条の13」を加え、同条第3号中「又は第24条第2項」を「、第24条第2項又は第30条の18第2項」に改め、「支給認定証」の次に「又は乳児等支援支給認定証」を加える。

附 則

この条例中第1条の規定は令和7年4月1日から、第2条の規定は令和8年4月1日から施行する。